

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	eL-TAX 第5期更改対応業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1, 314, 500円
契約締結日	令和8年7月8日
契約期間	契約締結日～令和8年8月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☒ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、全国の地方公共団体が共同で運営する地方税共同機構が実施する eL-TAX（地方税ポータルシステム）第5期更改（令和8年9月24日稼働開始）に対応するため、本市が使用している連携端末システムを改修するための必須業務である。 今回の更改により国税連携による情報連携の拡充、公金収納、固定資産税や軽自動車税の納税通知書の電子化等更なる機能が拡充されるが、当該システムからの提供データの活用には基幹系税システムとの連携が不可欠であり、当該端末環境及び連携機能は、既存基幹系税システムと一体的に構築・運用されており、システム構成、データ連携方式、設定内容、運用手順及び障害発生時の影響範囲を熟知している者でなければ、適切な改修及び検証を行うことが困難である。 また、他事業者が実施した場合、既存システムの責任分界が不明確となり、障害発生時の原因究明や保守対応に支障を生じるおそれがあり、安定的な税務事務運用及び継続的なサービス提供に影響を及ぼす可能性がある。 以上により、本業務を委託できるのは現在基幹系税システム及び eL-TAX 端末電算機器保守業務を委託している、株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託
担当部・課名	健康福祉部市民福祉課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 京都市右京区西京極西池田町9番地5 西京極駅前ビル6階
契約金額（税込）	6,160,000 円（税込）
契約締結日	令和8年7月15日
契約期間	契約締結の日～令和10年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	地域住民アンケートを実施し、第5期阪南市地域福祉推進計画・同実施計画を策定するために必要な支援を行うには、価格だけではなく、現在の計画等の進捗を正確に把握し、分析を行う等、専門性を確保する必要があるため、「第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとした。 同選定委員会では、上記契約相手方が本市の地域福祉推進計画等を十分に把握しており、地域住民懇談会の運営及び地域福祉推進計画等策定について具体的かつ実現性の高い提案を行ったことから、履行に最も適した候補者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旭ポンプ場排水ポンプ修繕工事
担当部・課名	都市整備部河川農水課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社第一テクノ関西支店 大阪府大阪市東成区東今里 2-3-11
契約金額（税込）	¥8,206,000.-（税込）
契約締結日	令和 8 年 7 月 6 日
契約期間	契約締結日～令和 9 年 3 月 26 日
根拠規定（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）	☐ 第 2 号 □ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □ 市の行為を秘密にする必要があるとき □ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □ 運送又は保管をさせるとき □ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	令和 4 年度に実施した同施設のポンプ更新工事（2 基のうち 1 基）において、クボタ製ポンプの特約店である株式会社第一テクノ大阪支店が施工し、保守管理を担っている。本年度実施する残り 1 基の更新にあたり、同一施設内のポンプを異なるメーカー及び施工業者が管理した場合、不具合発生時に責任の所在が曖昧となる。施工および保守管理を一元化することで、設備全体を把握した迅速な対応が可能となり、市民生活に影響を及ぼす施設停止リスクを最小限に抑えることができる。 また、ポンプメーカーを統一し、保守点検の発注先を集約することで、業者ごとに発生していた重複コストを解消し、部品の共通化や点検作業の効率化が図られるため、長期的な視点に立った維持管理費用の縮減が期待できる。 以上のとおり、設備の一貫性保持、緊急時の即応体制の確保、経済性及び施工・管理を一元化する観点から、株式会社第一テクノ大阪支店以外には困難であることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同社との随意契約を行うものである。